

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和7年9月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500082号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500027号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成18年12月26日は35万円、平成19年7月28日は43万1,000円、同年12月27日は35万円に訂正することが必要である。

平成18年12月26日、平成19年7月28日及び同年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月26日、平成19年7月28日及び同年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月26日
② 平成19年7月28日
③ 平成19年12月27日

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は請求期間①から請求期間③までにおいて、同社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各請求期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる賞与支給額から、請求期間①は35万円、請求期間②は43万1,000円、請求期間③は35万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の平成18年12月26日、平成19年7月28日及び同年12月27日の

賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（令和 6 年 9 月 5 日受付）に年金事務所に対し提出していることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500083号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500026号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成18年12月26日は21万5,000円、平成19年7月28日は31万1,000円、同年12月27日は23万7,000円、平成20年8月5日は31万1,000円、平成21年8月5日は35万2,000円、同年12月26日は31万円に訂正することが必要である。

平成18年12月26日、平成19年7月28日、同年12月27日、平成20年8月5日、平成21年8月5日及び同年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月26日、平成19年7月28日、同年12月27日、平成20年8月5日、平成21年8月5日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月26日
② 平成19年7月28日
③ 平成19年12月27日
④ 平成20年8月5日
⑤ 平成21年8月5日
⑥ 平成21年12月26日

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は請求期間①から請求期間⑥までにおいて、同社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各請求期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる賞与支給額から、請求期間①は21万5,000円、請求期間②は31万1,000円、請求期間③は23万7,000円、請求期間④は31万1,000円、請求期間⑤は35万2,000円、請求期間⑥は31万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の平成18年12月26日、平成19年7月28日、同年12月27日、平成20年8月5日、平成21年8月5日及び同年12月26日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（令和6年9月5日受付）に年金事務所に対し提出していることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。